

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ア シ ッ ク ス 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 眞 木 秀 樹
本 店 所 在 地 神 戸 市 須 磨 区 弥 栄 台 3 丁 目 5 - 2
(コード番号 9 8 1 4 東・大証 2 部)
問 合 せ 先 人 事 総 務 部 長 永 井 康
(電 話 : 0 7 8 - 7 9 5 - 2 0 0 0)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1 . 内部統制システム構築の基本方針について

経営理念

企業の存在価値を高め、参画するすべてのものと共に発展する。

積極的な創意工夫の継続により、時代に応じた魅力ある商品を提供する。

高い倫理観に基づく企業経営に徹し、公平を信条として、努力し成果をあげる者が報われる働きがい、生きがいのある職場とする。

当社経営理念に、「高い倫理観に基づく企業経営に徹する」とありますように、日常業務の行動基準について、適法性・効率性の確保、またリスクの管理にも今後は現状以上に努めていくべく、改善・充実を進め、内部統制システムを構築していく方針であり、具体的には次のとおりとなっております。

2 . 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に定める取締役会付議基準に則り会社の業務執行を決定する。

代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、取締役会決議、社内規程に従い職務を執行する。

取締役会は、取締役の職務執行状況を監督するため、担当部門の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

取締役の職務執行状況は、原則として監査役の監査を受ける。

3 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、資料化して作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

法令又は取引所適時開示規則に則り、開示が必要な情報と判断される場合は、適時開示を行う。

取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

4. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

各部門の長である取締役、執行役員及び使用人は、それぞれが自部門担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスク状況を監督し、定期的に見直す。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発生したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下取締役は自己の職務を執行する。取締役および執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。

代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、各本部単位の会議において審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。

取締役会は経営理念の下に経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

6. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

執行役員及び使用人がとるべき行動の基準は、社内規程集に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は社内規程集に則り適正に処分する。コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士）等に相談する。

業務執行部門から独立した内部監査部門が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。

7. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

社内規程（関係会社管理規程）に従い、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。

取締役又は監査役は子会社の取締役・監査役の職務執行を監視・監督する。

子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する為の専任使用人はおりませんが、監査役は内部監査部門及びその他の要員に対し、補助者として監査業務の補助を求めることができるものとする。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するための専任組織はありませんが、独立性を確保するため、内部監査部門の人事に関して、監査役は取締役と意見交換を行うこととする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。

取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する行為を知ったときの当該事実
- ・ 重要な情報開示事項

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長と適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

監査役は、会計監査人と適宜会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

以上